

「協会賞」の審査にあたっての
協会賞審査委員会および東西合同役員会での申し合わせ事項

2019年度第2回東西合同役員会承認
(2020年3月14日開催)

1 推薦に関する基本事項

- (1) 協会賞は、私立大学図書館協会 協会賞授与規程（以下「規程」という。）第3条に規定の各部門において、顕著な業績を残した者、大学図書館の向上発展に顕著に寄与した者、本協会の活動に多大の貢献をした者に対して、個人、団体を問わず授与される。

なお、「個人」とは、規程第1条に定める職員（以下「加盟校の職員」という。）をいう。また、「団体」とは、加盟校、または本協会のもとにある地区部会、地区協議会、本協会関係の委員会、または加盟校の職員が中心となって構成する研究活動や調査活動などを行う組織体をいう。

また、組織体を構成せず、複数名が共同して活動し研究・調査に業績があった場合は、「個人」として扱う。

[規程第1条関連]

- (2) 推薦の受付期間は、毎年10月初旬に会長校の図書館長名で各加盟校の図書館長宛に案内があった日から、会長校が定めた所定の期間内とする。

会長校は推薦を受理したものにつき、審査委員会委員長と連名で審査委員会の会議を招集する。

[規程第4条、第6条関連]

- (3) 推薦の日から当該年度末までに退職を予定される者についても、被推薦者となることができる。ただし、推薦の時点で既に退職している者については授与の対象としない。

なお、審査委員会が採択を可とする答申を行ったのち、役員会が授与を決定した日から表彰を行う当日までの間に死亡した者にも協会賞を授与されるものとする。

[規程第1条、第4条関連]

- (4) 推薦の書式は問わないが、A4判横書きとする。

審査は、推薦の書面および添付されている資料があるときはその資料を含めて、書面による審査を原則とする。従って、どの部門による推薦であるのか明記のうえ、どのような特徴的な事象があるのか、本協会に対してどのような多大の貢献があったのか等が、それぞれ具体的に記されているものとする。

また、それぞれの業績、寄与、ならびに貢献の内容を補いまたはそれらを裏付けるのに足りる本人あるいは推薦者からの参考資料を添付されていることが望ましい。

[規程第1条、第3条、第6条関連]

2 審査に関する基準（目安）

当面、下記の「採択可否のポイント」および過去の審査における採択の状況をもって今後の判断基準とし、かつ、推薦されるときを目安に資することにする。

(1) 規程第3条の第1部（図書館・情報学の研究・調査業績）

採択可否のポイント

- (ア) 創意工夫がみられること。そのノウハウが各加盟校において多大に生かされることが想定されるものであること。建造物にかかわる内容の場合も同様とする。
- (イ) 研究活動が長年にわたっている場合、その成果が集積され推薦年度に評価できる一定の成果がみられること。
- (ウ) 過去に複数論文を発表していて、推薦された論文が同種のテーマであり、かつ、その内容がユニークなうえに将来に対して示唆に富んだものであること。
- (エ) 調査業績の結果が、多くの大学図書館において参考に資せると思料できること。
- (オ) ハンドブックのように世に出ることによって、各種図書館殊に大学図書館において大変役立つものと思われること。
なお、刊行物または論文が当該推薦にかかる時、これが本協会の研究助成を受けて刊行または掲載されている場合であっても協会賞の授与対象とする。
- (カ) 過去に受賞したことのある機関もしくは個人が、その受賞した類似の主題または内容で反復して推薦された業績は、その主題や内容に新奇性があること。
- (キ) 加盟校の職員の主体的な取り組みであること。

(2) 規程第3条の第2部（経営管理業績・協会活動業績）

採択可否のポイント

規程第3条(5)の3にかかる、本協会への貢献に関する審査のポイントは、下記の条件を全て満たしている者とする。

- (ア) 本協会加盟校で30年以上の勤務者
- (イ) 前項の期間において、1. 本協会が設置する委員会または過去に設置していた委員会の委員の任期、2. 本協会が委員を派遣している委員会または派遣していた委員会の委員の任期、および 3. 会長校または地区部会長校の会務において中心的役割を果たした期間の全てを通算して15年以上となる者。
ただし、地区部会および地区協議会が設置している委員会の任期は含めないも

のとする。

- (ウ) 前項の期間の活動において、リーダーシップを発揮して大学図書館の発展に貢献したことが顕著であった者。

なお、上記(イ)および(ウ)の貢献が通算15年相当であっても、勤続が30年に満たない者の場合は、審査委員会はその採択を否とするが、審査委員会が審査の付託を受けず、役員会において特別の表彰を議決された場合は、この限りではない。

また、規程第3条(5)の1および同(5)の2の部門については、上記2(1)に準じて判断するものとする。

3 賞金

規程第2条第2項に定める賞金は、1件につき10万円とする。

4 受賞者の公表

役員会が授与を決定したのち、会長校は当該年度末までに協会ホームページおよびその他の方法で受賞者および受賞業績を公表する。受賞者がいない場合はその旨を公表する。

5 本申し合わせ事項の改廃

本申し合わせ事項の改廃は、協会賞審査委員会の審議に基づき、役員会においてこれを行う。

附則 2006年度第1回東西合同役員会承認(2006年9月6日)

附則 2011年度第1回東西合同役員会承認(2011年8月31日)

附則 2014年度第1回東西合同役員会承認(2014年8月27日)

附則 2019年度第2回東西合同役員会承認(2020年3月14日)

以上